

カーボン・クレジットの取扱いに関する Q & A¹

（問 1）

金融機関等（業務範囲規制に服するものに限る。）がカーボン・クレジットの売買又はその媒介等を業務として実施する場合には、業務範囲規制に抵触しないか整理する必要がありますが、法令（外国の法令、米国州法を含む。）に基づくクレジットについては、「その他これに類似するもの」（銀行法第 10 条第 2 項第 14 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 16 号、保険業法第 98 条第 1 項第 8 号等）に該当²し、取扱可能と認識していますが、政府主導のカーボン・クレジット、例えば、J-クレジット、JCMクレジットやGXリーグにおける超過削減枠は、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能でしょうか。

（答）

「その他これに類似するもの」に該当するか否かについては、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断される必要がありますが、J-クレジット、JCMクレジットやGXリーグにおける超過削減枠は、これに該当すると考えられます。

（問 2）

政府主導のカーボン・クレジットではなく、民間主導で発行されるボランタリークレジットは、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能でしょうか。

（答）

前述のとおり、「その他これに類似するもの」に該当するか否かについては、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断される必要があります。

例えば、帰属の明確性に加えて、以下のいずれかの機関が当該ボランタリークレジット発行の基礎となる温室効果ガス排出削減・吸収事業の妥当性審査及び当該事業に基づく排出削減・吸収量の検証を実施している場合には、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能と考えられます。

1. 京都メカニズムやパリ協定第 6 条第 4 項メカニズムの指定運営機関
2. ISO14065 に基づき認証された機関など、検証等に関する認証を取得している機関又はその認定機関

¹ 本 Q & A の内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）の施行により「算定割当量」が「国際協力排出削減量」（JCMクレジット）に置き換わった後も妥当するものと考えられます。

² 平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（平成 20 年 12 月 2 日公表）